



NO.416

2026. 2. 24

学校事務職員労働組
合神奈川横浜支部
支部長

宮澤 哲（鶴見中）

迫る中学校「給食」導入 不十分な給食費管理システムの周知

2012年の給食費公会計化以来、小学校の学校事務職員は【給食費管理システム】と独自献立を行えば行っただけ学校事務職員の負担が増える賄材料費の支出業務（酷い学校では年間120件以上の支出件数！）に苦しめられてきた（あまりの仕打ちに「給食は絶対に食べない」と言っている小学校の学校事務職員も多いと聞く）。その【給食費管理システム】が中学校にも導入されようとしている。これまで中学校は独自の徴収シ

ステムで保護者から費用を徴収しており、学校事務職員の負担はほぼなかった。だが、次年度からの中学校給食全面実施に伴い、市教委当局は散々小学校で不評だった【給食費管理システム】をそのまま導入しようとしている。これまで中学校が行っていた保護者からの徴収方法は給食費が「公会計化」することにより行えなくなるのはわかるが、それでも散々小学校において不評であった【給食費管理システム】をほぼその

ままの形で強行導入するというのだ。先日、学校給食・食育推進課（以下、学食課）が実施した中学校向けのオンライン説明会において各校から疑問や批判的な声が相次いだが当然だろう。これまでも市教委当局及び学食課は「学校事務職員にやらせておけ」とばかりに負担や無理難題を学校事務職員に押し付けてきた（コロナ禍における健康教育・食育課（学食課の前身）の「コロナが原因で休んだ児童と日数を全て調べ、一人一人給食費の減額登録をしろ」といった無茶苦茶な学校（学校事務職員）への指示は未だに忘れられない。その流れは全く変わってないことを裏付けるような今回の導入である。中学校の学校事務職員からしてみれば単純に業務増でしかなく、ことから、組合は一方的な業務の押し付け、過度な負担増にならないよう取り組みを続けていく。

合格者 2名、受験者13名… 事務長選考、今年も散々

昨年12月、行われた事務長選考は今年も惨憺たる状況だったようだ。応募者は昨年と変わらず13名、うち合格者はわずか2名・・・今年度の始めに在職していたⅢ級の学校事務職員は232名だったから選考に手を挙げた人数はそのうちのわずか5%強に過ぎない。選考内容もかつては小論文めいたものを課していたが、いつのまにかそれさえなくなり、今では簡単な面接と勤務成績のみとなっている。それにもかかわらずこの結果である。事務局係長をも兼務させ「責任職」選考にはこれだけ下駄を履かせ、さらに学校現場の仕事を事実上、「免除」さえしていながら（否、そうであればこそ？）学校

事務職員は「事務長」という仕事に魅力を感じていないことは火を見るより明らかである。

事務長に関しては昨年度末、中途退職と希望降任が一名ずつ生じた。事務長たち自身の士気の低下もうかがわれる。また、彼・彼女らに文字通り丸投げされた業務研修の内容が誤りだらけであったにもかかわらず（存在しない業務を列挙する資料を作成、事後に全市配布した）、事後の訂正・回収さえしないという事件もあった。こうした事務長と市教委当局の惨状を見ればまともな「職業倫理」を持つものならば事務長になろうなどとは考えることさえ困難だろう。「事務長」などと自称するこ

とさえはばかれる状況なのだ。毎年のように昇任試験への応募者が極端に少ないことが如実に証明しているだろう。

事務長は速やかに廃職されなければならない。例年、組合は市教委当局に対しこのことを突きつけているが、当局はあくまで事務長制を墨守しようとしている。事務長制廃止をさらに強く求めていかなければならない。

違法な個人情報収集は止めよ 事務長意見具申の開示を請求！

事務長が私たち事務職員の人事考課に対し「意見具申」と称して不当に介入している問題は、この間、組合ニュースでも取り上げ、市教委当局に対しても繰り返し止めるよう申し入れを行ってきた。

小中、義務制学校と事務長未配置の特別支援学校において学校事務職員の人事考課は一次考課者を所属副校長、二次考課者を同じく校長にと指定されている。これは市総務局が定めた市職員人事考課実施要領にもとづくものだ。事務長意見具申なる行為はこの実施要領には一切規定されておらず、その根拠となる条例や規則も存在しない。職務上何のつながりもない事務長が書く「意見具申」などその内実は無いに等しい。市教委当局は、事務長訪問時に「（人事考課の）目標共有シートを用意しろ」と依頼をしているが、考課者でない者に人事情報である目標共有シートの閲覧させることも条例・規則に規定がない行為である。

人事考課にかかわる情報収集は個人情報保護法の規制を受けるため、条例・規則に基づかない収集閲覧は違法行為の疑いが生じかねない。今回はじめて組合員の「事務長意見具申」について市の情報公開制度を利用し開示請求を行ったところ、市教委当局は「人事施策に支障がある」ことを口実に非開示決定という（いつも通りの）対応を行ってきたため、個人情報保護審査会に対して処分取り消しを求めて審査請求を行った。

審査請求では、上述のように事務長意見具申が本来の人事考課制度に基づく行為ではないため、市教委当局が主張する「人事施策を阻害」する事態は生じえないこと、条例規則に基づかない「事務長意見具申」は

違法な個人情報収集の疑いがあることなどを指摘したうえで意見具申内容を非開示とした市教委当局の当該処分を取り消すことを求めている。加えて「事務長意見具申」自体が違法な個人情報収集に該当し、これを廃止する旨勧告するよう求めた。

これに対する市教委の弁明書は「小中学校における事務長は学校事務職員に対し人事考課を行うものではありません」としながら、「教育委員会としては事務長の意見具申は副校長が学校事務職員を評価するにあたり信頼できる確実な情報と捉えています」などと根拠となる条例規則を示すことなく述べている。

市教委当局の弁明書からは事務長意見具申が市の人事考課制度（条例・規則）に基づいていないことを事実上認める内容となっており、個人情報保護（収集および開示の是非）に関して市教委当局の姿勢に対してさらに疑念が生じるものだ。違法な個人情報収集を禁じるよう個人情報保護審査会には訴えていきたい。

対象も基準もあいまい 「業務フォロー」加算導入に懸念

欠員未補充の際、業務フォローを行った職員に対して勤勉手当の加増措置、「業務フォロー加算」を次年度から導入したいと市教委当局から提案があった。

各職場で欠員一名につき最大10名程度が対象となるが具体的な対象者の選定は校長（所属長）の判断にゆだねられている。加算対象とされる欠員の事由は、産育休、病気休暇および休職、年度当初の欠員などだが

組合員への不適切な人事考課許さず！ 撤回、謝罪させる

組合員への今年度人事考課に際し、校長が不適切な考課を実施していた問題で抗議を受けた校長が当該組合員の考課を修正し、また事実認定に重大な誤りがあったとして謝罪する事案があった。

校長は、今年度の組合員への考課を当初、B2（10項目すべて3点）としていた。今年度から考課制度が変わり昇任に際しては一定以上B3評価（総合点34点以上）が必要になっており、校長が安易に点数を下げて評価をつけることは許されない。昨年度に比べて考課結果を引き下げた理由を質したが、校長は具体の理由をあげられずその後、考課結果を上方修正した。

当初の「B2評価」に関しても根拠がなく、さらに（考課の対象業務にできない）前年度の「事実」を列挙するなど基本的な人事考課の規定から逸脱していたことも明らかになった。校長は組合員に謝罪し、再発防止を約束した。

初任者トレーナーは欠員ではないため加算の対象とされていない。

業務フォローの評価は半期ごとに行うとされるが実際に加算となった職員へは結果について管理職から口頭で告知する、という不明瞭な開示方法である。

業務フォローの内容や対象者もあいまいなままでは恣意的な加算対象者の選定になりかねず職場の分断が懸念される。